

船舶事故調査報告書

平成27年5月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成26年7月26日 19時35分ごろ
発生場所	千葉県鋸南町保田漁港西方沖 保田港防波堤灯台から真方位267° 700m付近 （概位 北緯35° 07.94′ 東経139° 49.68′）
事故調査の経過	平成26年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート シロナカ、11トン 235-49701 神奈川、株式会社シロナカ、城中工業株式会社、株式会社城中メンテナンス 10.57m (Lr) × 3.93m × 2.31m、FRP ディーゼル機関2基、486.00kW（合計）、平成23年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 35歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年4月8日 免許証交付日 平成23年4月8日 （平成28年4月7日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 垣網部分のロープに損傷等
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人等12人（以下「同乗者」という。）を乗せ、アウトドライブ下端まで約0.6mの最大喫水により千葉県富津市で開催される花火大会を見物する目的で、保田漁港を出発し、主機を回転数毎分約1,500で航行していた。 船長は、保田漁港への出入港の経験が約15回あり、西方沖に定置網が設置されていることを知っていたが、いつも通る同漁港の北西方沖には暗礁があり、日も暮れていたため危険を回避するために西方沖を航行することにした。 本船は、船長がフライングブリッジの操縦席に腰を掛けて操船を行い、保田漁港沖を西進中、平成26年7月26日19時35分ごろ、同乗者が衝撃を感じるとともにアウトドライブが異音を発し、速力が

	<p>低下した。</p> <p>船長は、主機の操縦レバーを操作したものの本船が動かなかったので、周りを見渡したところ、ブイがあり、定置網に乗り揚げたことに気づき、横浜市所在のマリーナ及び海上保安庁に救助の要請をした。</p> <p>本船は、その後、風浪に圧流されて定置網の垣網（魚群を囲い網に導くために、水中に垣をつくるように張る網）部分のワイヤを越えており、来援した巡視艇による救助が困難であったので、船長及び同乗者が、来援したヘリコプターにより救助された。</p> <p>本船は、27日に漁業協同組合及び海上保安庁により、左舷主機のアウトドライブのプロペラとキャビテーションプレートの間に挟まっていた‘定置網の垣網を張るロープ’（以下「本件ロープ」という。）が切断されて自力航行が可能となり、マリーナに戻った。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮中央期</p> <p>日没時刻：18時49分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、アウトドライブ付きのディーゼル主機関を2基備え、キャビン前方及びフライングブリッジの2か所に操縦席が設けられていた。</p> <p>船長は、本船を購入した3年前から、特に夏場の週末に使用しており、夜間航行の経験もあった。</p> <p>船長は、最大搭載人員が12人であることを知っていたものの、出港前に保田漁港で同乗者と共にバーベキューパーティーを行い、乗船者数を確認せずに一斉に本船に乗せて花火大会見物に出港しており、本事故時、乗船者が1人定員超過していることに気付いていなかった。</p> <p>海図W55（館山及付近）によれば、本事故発生場所周辺には漁網ありと記載されていた。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させ、定置網が表示されていたものの余り見ておらず、目視による見張りをしながら操船を行っていた。</p> <p>船長は、本事故後に、GPSプロッターに入港時の航跡を記録させ、同航跡に沿って出発すればよかったと思った。</p> <p>定置網には、垣網が約1kmあり、ワイヤと本件ロープによって海中に固定されていた。また、定置網の垣網先端付近及び囲い網付近に灯浮標（灯色黄色、4秒1閃光、灯高約2m）がそれぞれ1つ設置され、その定置網の周囲に同種灯浮標が、複数設置されており、本事故当時も点灯していたが、船長は気付いていなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし</p> <p>本船は、富津市で開催される花火大会を見物する目的で保田漁港西方沖を西進中、船長が、見張りを適切に行っていなかったことから、定置網に設置された灯浮標に気付かずに航行し、本件ロープに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、最大搭載人員を超える人数を乗船させてはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、富津市で開催される花火大会を見物する目的で保田漁港西方沖を西進中、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、定置網に設置された灯浮標に気付かずに航行し、本件ロープに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行予定海域の水路状況を事前に調査すること。 ・ 定置網などの設置海域付近を航行する際、見張りを厳重に行い、漁具の標識などを見落とさないようにするとともに、定置網などの設置場所から離れて航行すること。 ・ 最大搭載人員を遵守すること。

付図1 事故発生経過概略図

